

重要事項説明書(介護医療院サービス)

介護医療院サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生労働省令第5号に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次の通りです。

1. 事業者

事業者の名称	眉山病院
事業者の所在地	徳島市西二軒屋町二丁目39-2
法人種別	医療法人
代表者名	阿部 光仁
電話番号	088-625-7665
設立年月日	昭和56年6月1日

2. ご利用施設

施設の名称	眉山病院介護医療院
施設の住所	徳島市西二軒屋町二丁目39-2
施設長名	後藤田 康夫
電話番号	088-625-7665
FAX番号	088-625-8014
事業者指定	令和4年4月1日 徳島県知事指定第36B0124390

3. 当事業所であわせて実施する事業

指 定 年 月 日	事 業 の 種 類
平成12年4月1日	訪問看護
平成12年4月1日	短期入所療養介護
平成12年4月1日	居宅療養管理指導
平成12年8月1日	居宅介護支援事業所
平成23年8月1日	訪問リハビリテーション
平成28年11月1日	通所リハビリテーション
平成12年4月1日	介護予防訪問看護
平成12年4月1日	介護予防短期入所療養介護
平成12年4月1日	介護予防居宅療養管理指導
平成23年8月1日	介護予防訪問リハビリテーション
平成28年11月1日	介護予防通所リハビリテーション

4. 施設の目的と運営方針

施設の目的	要介護者の方々への医療と介護の提供
運営方針	長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を提供します。

5. 病 室

病室の種類	室 数
1人部屋	4
2人部屋	2
3人部屋	7
4人部屋	4

6. 主な設備

設備の種類	室 数
機能訓練室	1
食堂	1
一般浴室	1
特別浴室	1

7. 職員体制

従業者の種類	員数	区分		保有資格
		専従	兼務	
医師	2	0	2	医師
薬剤師	2	0	2	薬剤師
栄養士	1	0	1	管理栄養士
看護職員	28	11	17	看護師・准看護師
介護職員	29	14	15	介護福祉士・1級・2級ヘルパー
理学療法士	3	1	2	理学療法士
作業療法士	3	1	2	作業療法士
言語聴覚士	2	1	1	言語聴覚士
介護支援専門員	1	1	0	看護師

8. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	窓口責任者	杉本 大
	ご利用時間	9:00 ~ 17:00 (平日)
	ご利用方法	電話(088-625-7665) 面談(1階事務室)
	苦情受付箱	(受付・待合室に設置)

9. 事故発生時の対応

- ① サービス提供により事故が発生した場合には、
従事者(発見者)→ 管理者 → 連絡機関に速やかに連絡します。
連絡機関: 利用者の家族、保険者等
- ② 事故が発生した場合には、原因の究明を行い、再発の防止を図ります。
- ③ 損害賠償が必要な場合は、速やかに行います。

10. 秘密保持

サービスを提供する上で知り得た利用者様及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはございません。また、あらかじめ文書により利用者様の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者様またはそのご家族の個人情報を用いませぬ。

11. 事業の実施地域

実施地域	徳島県全域
------	-------

12. 介護サービスの概要とその費用

種類	内容
医療・看護	利用者様の病状に合わせた・医療・看護の提供に努めます。 毎日医師による診察があります。 それ以外でも、必要がある場合は、適宜御診察いたします。 ただし、当施設ではおこなえない処置、手術、その他の医療については、他の医療機関での治療が必要になります。
食事	お食事は、可能な限り離床していただき、食堂でとっていただいております。 利用者様1人1人の健康、栄養状態に基づいて、個別に栄養計画を作成し、栄養状態の維持、改善に努めます。
入浴の介助	週2回の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で全介助が必要な方も職員が特別浴槽を使用して介助させていただきます。
排泄の介助	自立排泄か、時間排泄か、オムツ使用について利用者の状況にあわせて適切なケアを提供致します。
離床	寝たきり防止のため、毎日定期的に離床に取り組みます。 寝たきり状態の場合、2時間毎に体位交換を実施させていただきます。
整容	身の回りのお手伝いをします。
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。
シーツ交換	シーツ交換は、週1回行います。
リハビリ訓練	利用者様それぞれに合ったリハビリ訓練を医師の指示のもとで専任の職員が行い、生活機能の維持・改善に努めます。
レクリエーション	当院独自のレクリエーション、行事等を企画しておりますので、是非ご参加ください。
介護相談	必要時、利用者様とご家族からのご相談に応じます。

介護サービス利用料金（自己負担額）

I型介護医療院 サービス費(Ⅱ)	一日		一ヶ月(30日)	
	多床室	個室	多床室	個室
要介護1	813円	704円	24,390円	21,120円
要介護2	921円	812円	27,630円	24,360円
要介護3	1,154円	1,045円	34,620円	31,350円
要介護4	1,252円	1,144円	37,560円	34,320円
要介護5	1,342円	1,233円	40,260円	36,990円

特定診療費(所定単位数に10円を乗じて得た額を算定)

特定診療費項目名	所定単位数
感染対策指導管理	6単位/日
褥瘡対策指導管理	6単位/日
重症皮膚潰瘍管理指導	18単位/日
薬剤管理指導	350単位/日
理学療法(Ⅰ)	123単位/日
作業療法	123単位/日
言語聴覚療法	203単位/日
摂食機能療法	208単位
集団コミュニケーション療法	50単位
初期入所診察管理	250単位
医学情報提供(Ⅰ)	220単位
医学情報提供(Ⅱ)	290単位

給付費(所定単位数に10円を乗じて得た額を算定)

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定の単位数の合計に0.026を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定の単位数の合計に0.011を乗じた単位数
夜間勤務等看護(Ⅲ)	14単位/日
他科受診時費用(他科受診が行われた場合)	362単位(月4回程度)
初期加算	30単位/日(入院日から30日以内の期間)
安全対策体制加算	一回を限度に20単位
サービス提供体制加算(Ⅱ)	一日につき18単位
経口維持加算(Ⅰ)	一月につき400単位
経口維持加算(Ⅱ)	一月につき100単位
療養食加算	6単位/1回(1日に3回を限度)
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	一月につき40単位
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	一月につき60単位
退所前訪問指導加算	460単位
退所後訪問指導加算	460単位
退所時指導加算	400単位
退所時情報提供加算	500単位
退所前連携加算	500単位

13. 介護保険給付外サービスとその費用(基準費用額に対して、所得に応じて下記の軽減措置がとられます)

① 食費・居住費

	食費	食費(30日)
第1段階	300円	9,000円
第2段階	390円	11,700円
第3段階①	650円	19,500円
第3段階②	1,360円	40,800円
第4段階	1,445円	43,350円

	居住費		居住費(30日)	
	多床室	個室	多床室	個室
第1段階	0円	550円	0円	16,500円
第2段階	430円	550円	12,900円	16,500円
第3段階①	430円	1,370円	12,900円	41,100円
第3段階②	430円	1,370円	12,900円	41,100円
第4段階	437円	1,728円	13,110円	51,840円

食事費とは・・・ (栄養管理費は介護保険に含まれます。)

居住費とは・・・ 室料+光熱水費相当 になります。

○負担限度額認定要件

預貯金等の資産の合計額(配偶者がいる場合、配偶者との合計)が

- 第1段階 : 単身 1,000万円、夫婦 2,000万円以下
- 第2段階 : 単身 650万円、夫婦 1,650万円以下
- 第3段階① : 単身 550万円、夫婦 1,550万円以下
- 第3段階② : 単身 500万円、夫婦 1,500万円以下

第1段階 … 上の認定要件を満たしているかつ、市町村民税世帯非課税で、
老齢福祉年金を受給している方。生活保護を受給されている方 等

第2段階 … 上の認定要件を満たしているかつ、市町村民税世帯非課税で、
[合計所得金額+課税年金収入額 ≤80万円/年]を満たす方 等

第3段階① … 上の認定要件を満たしているかつ、市町村民税世帯非課税で、
[合計所得金額+課税年金収入額 ≤80万円超120万円/年]を満たす方 等

第3段階② … 上の認定要件を満たしているかつ、市町村民税世帯非課税で、
[合計所得金額+課税年金収入額 が120万円超/年]を満たす方 等

第4段階 … 第1段階～第3段階に該当しない方

② その他の費用

	一日	一ヶ月(30日)
日常生活費	石鹸・シャンプー・リンス・通信費 等 70円	(非課税) 2,100円
教養娯楽費	材料費 50円+嗜好品費 50円	(内税) 3,300円
洗濯費	洗濯量により変動有り (1日 300円~400円)	(内税) 9,900円~13,200円
電気使用料	1日 1機種により 20~70円	(内税) 660円~2,310円
TVレンタル	1日 120円	(内税) 3,960円

※ 理髪・美容・日常生活品の購入代行等につきましても、利用者様の全額負担となっております。

○保険者及び国民健康保健団体連合会の連絡先

徳島市役所 高齢介護課	徳島市幸町2丁目5	認定・保険料係 電話 088-621-5582
		給付係 電話 088-621-5585
鳴門市役所 長寿介護課	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170	電話 088-684-1175
小松島市役所 介護保険課	徳島県小松島市横須町1-1	電話 0885-32-3507
阿南市役所 介護・ながいき課	徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3	電話 0884-22-1793
神山町役場 健康福祉課	徳島県名西郡神山町神領本野間100	電話 088-676-1114
石井町役場 長寿社会課	徳島県名西郡石井町高川原121-1	電話 088-674-6111
藍住町役場 健康推進課	徳島県板野郡藍住町奥野矢上前52-1	電話 088-637-3115
北島町役場 保険福祉課	徳島県板野郡北島町中村上地23-1	電話 088-698-9805
上板町役場 福祉保健課	徳島県板野郡上板町七條経塚42	電話 088-694-6810
佐那河内村 健康福祉課	徳島県名東郡佐那河内村下中辺71-1	電話 088-679-2111
国民健康保険団体 連合会 介護保険 課	徳島県徳島市川内町平石若松78-1	電話 088-666-0117

* その他お住まいの市町村役場の介護保険担当窓口まで

以上、介護医療院サービスの提供に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 事務長 説明者氏名 杉本 大

眉山病院 介護医療院 院長 殿

承諾書

私は、本書面に基づいて、事業者から介護医療院サービスの重要事項の
説明を受け、これを承諾します。

個人情報について、サービス担当者会議等において用いることについて同意致します。

令和 年 月 日

利用者住所

氏名

代理人住所

氏名